

周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 2 月 9 日策定

令和 3 年 6 月 10 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 8 年 9 月 10 日改定

周南市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

周南市においては、南部に比較的狭い市街地が連担しており市街地及び周辺部では、農地の資産的保有傾向が強く、北部には、なだらかな丘陵地が広がり農山村地帯が散在している。気候は、周防山地以南は温暖、少雨の瀬戸内型気候で、それ以北は内陸型気候であり、多種多様な作目選定が可能である。しかしながら、農村部から市街地への若者の流出も著しく、担い手の高齢化が進み、特に農村部の担い手不足が深刻化している。

このような中、遊休農地の増加が懸念されていることから、担い手の確保、育成を推進し、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）などを明確化し、公表したものをいう。以下同じ。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力のある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、周南市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進

方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第5条第1項に規定する山口県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第6条第1項に規定する周南市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮し、推進委員の意見を踏まえ見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知（以下「局長通知」という。）、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	2,750.2 ha	270.2 ha	9.8 %
3年後の目標 (令和11年3月)	2,669.1 ha	189.1 ha	7.1 %
目 標 (令和18年3月)	2,480.0 ha	0.0 ha	0.0 %

注1：現状の管内の農地面積は、作物統計調査令和7年産市町村別データの耕地面積と令和7年度の利用状況調査（農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地の利用の状況についての調査をいう。以下同じ。）により把握した遊休農地（同法第32条第1項第1号の農地をいう。以下同じ。）の合計面積

注2：3年後の目標の遊休農地面積は、「局長通知」の第1の1の(1)の①のイの「遊休農地の解消に係る目標」で示された数値による。この数値は、必要に応じて見直すものとする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員は連携し、推進委員の担当制による利用状況調査と農地法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査時その他さまざまな機会を通じて、農地中間管理事業の周知を図るとともに、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続等の周知、支援を図る。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 農業委員と推進委員の連携等について

- 農業委員と推進委員は連携し、農地等の現状に関する情報を共有し、できるだけ早い段階で離農や規模縮小の兆候の把握に努め、遊休農地の発生を未然に防ぐ。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に

基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	2,480 ha	585 ha	23.6 %
3年後の目標 (令和11年3月)	2,480 ha	1,488 ha	60.0 %
目 標 (令和18年3月)	2,480 ha	1,488 ha	60.0 %

注1：現状の管内の農地面積は、作物統計調査令和7年産市町村別データの耕地面積

注2：3年後の目標の集積面積は、「局長通知」の第1の1の(1)の①のアの「農地の集積に係る目標」に示された数値による。この数値は、必要に応じて見直すものとする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担 い 手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体その他の集落営農組織
現 状 (令和8年3月)	2,252 戸 (53 戸)	69 経営体	2 経営体	3 経営体	5 団体
3年後の目標 (令和11年3月)	2,252 戸 (53 戸)	69 経営体	5 経営体	3 経営体	5 団体
目 標 (令和18年3月)	2,252 戸 (53 戸)	69 経営体	5 経営体	3 経営体	5 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定める際の参考値である。また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活

用する。

注2：現状の総農家数（うち、主業農家数）は、2020年農林業センサスの数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」のブラッシュアップについて

- 地域の農業を将来に継続するために策定した「地域計画」は、計画を見直し持続させていくことが重要であり、農業委員会として、地域関係者や関係団体と連携し、「地域計画」のブラッシュアップに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」のブラッシュアップ、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに主体的に取り組む。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

一方、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人・法人)	新規参入者取得面積
現 状 (令和8年3月)	0 経営体	0.0 ha
3年後の目標 (令和11年3月)	3 経営体	1.5 ha
目 標 (令和18年3月)	10 経営体	5.0 ha

注：現状の新規参入者数及び新規参入者取得面積を0とした上で、目標は現状以降を合計した数値とする。

(2) 新規参入促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県、市、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を支援する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れやフォローアップ体制の整備を支援する。

③ 農地のあっせんについて

- 農地の出し手の掘り起こし等の情報収集に努め、必要に応じて、新規就農希望者に農地のあっせんを行う。

④ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

⑤ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員と推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、サポーターとしての役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

周南市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、周南市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・「地域計画」のブラッシュアップに必要となる「目標地図」の素案の作成